

感染症による出席停止の取り扱いについて

令和6年4月1日
宮崎北高等学校長

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザに係る出席停止の期間及び申請等については下記のとおりとします。

1 本人が罹患した場合

◇新型コロナウイルス感染症陽性の場合 ●は出席停止日

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
●	●	●	●	●	●	登校可

※5日以上症状が続く場合は学校にお問い合わせください。

◇インフルエンザ陽性の場合 ●は出席停止日

※インフルエンザの場合は5日間の自宅療養に加え、解熱が条件となります。

解熱した後に再度発熱した場合は、最後の発熱日で判断となります。

発症日 (発熱日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目		
●	●	●	●解熱	●	●	登校可		
	●	●	●	●解熱	●解熱 1日目	●解熱 2日目	7日目 登校可	
	●	●	●	●	●解熱	●解熱 1日目	●解熱 2日目	8日目 登校可

2 本人が発熱等の症状がでた場合の対応について

◇新型コロナウイルス感染症が疑われる場合

病院診断もしくは抗原検査、PCR検査の結果が判明するまでは出席停止として取り扱います。

◇インフルエンザ罹患のみが疑われる場合

すみやかに病院受診をし、診断までは出席停止として取り扱います。

陰性の場合は翌日から欠席扱いとなります。

3 出席停止として取り扱う場合の申請等について

◇新型コロナウイルス感染症罹患の場合

学校に連絡の上、原則として学校指定の申請書にお薬の説明書またはお薬手帳等のコピーをあわせて提出してください。

◇インフルエンザ罹患の場合

原則として、お薬の説明書またはお薬手帳等のコピーを提出してください。